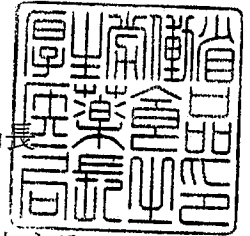


平成 16 年 7 月 20 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長



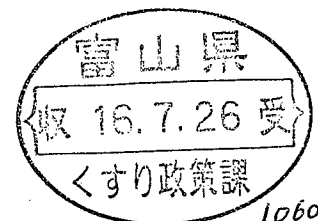
薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（告示）及び薬事法第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器（告示）の施行について

平成 14 年 7 月に公布された薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律（平成 14 年法律第 96 号）第 2 条による改正後の薬事法（昭和 35 年法律第 145 号。以下「改正薬事法」という。）については、平成 15 年 12 月に公布された薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成 15 年政令第 534 号）により、その施行の日が平成 17 年 4 月 1 日とされたところである。

改正薬事法第 2 条第 5 項、第 6 項及び第 7 項の規定に基づく高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器を指定する「薬事法第二条第五項から第七項までの規定により、厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器」（平成 16 年厚生労働省告示第 298 号。以下「クラス分類告示」という。）及び同条第 8 項に基づく特定保守管理医療機器を指定する「薬事法第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器」（平成 16 年厚生労働省告示第 297 号。以下「特定保守告示」という。）が本日公布され、平成 17 年 4 月 1 日付けで施行されることになったので、下記の事項について御了知の上、貴管下各関係業者、団体等に対し周知徹底を図られたい。

なお、本通知の写しを各地方厚生局長、日本医療機器関係団体協議会会長、在日米国商工会議所医療機器小委員会委員長及び欧州ビジネス協議会医療機器委員会委員長あて送付することとしている。

記



1. 高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の別とクラス分類について

高度管理医療機器に関しては、医療機器規制国際整合化会議（GHTF）において議論されているクラス分類ルールを基本にクラス分類ルール（別紙 1）を定め、その分類ルールに基づき各一般的名称ごとにクラス分類を行った結果「クラスⅣ」及び「クラスⅢ」

10605

とされた医療機器を指定したものであること。また、管理医療機器については「クラスⅡ」と、一般医療機器については「クラスⅠ」と分類された医療機器を指定したものであること。

各一般的名称については、現在、日本国内で製造、輸入若しくは販売されている医療用具について、ISO/TC210 における GMDN プロジェクトにおいて定められている医療機器の名称を参考にして定めたものであること。

なお、各一般的名称ごとにどのルールが適用になり、クラス分類が定められたかについては、別添 CD-ROM 中の「GHTF ルール」に示されているので参考にされたい。

2. クラス分類告示における各一般的名称の定義等について

医療機器の一般的名称への該当性は、別添 CD-ROM 中の「定義」に基づき判断すること。

なお、この告示に示されているどの一般的名称にも該当しない機器が医療機器に該当しないと判断されるものではなく、医療機器の該当性に関しては薬事法第2条第4項に基づき判断されるものであることに留意すること。

また、政令別表第1の各項への一般的名称ごとの該当性については、別添 CR-ROM 中の「類別コード」を参考に判断すること。

3. 特定保守管理医療機器の指定について

特定保守管理医療機器については、現行、薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号）で定義されている特定修理医療用具（修理に専門的な知識等を必要とし、適正な管理が行われなければ疾病の診断、治療等に著しい影響を与えるおそれがあり、慎重な取扱いを要する医療用具）を基本に、長期にわたって使用され、保守管理に専門的な知識・技能を必要とする医療機器であつて、保守管理が適切に行われなければ重大な不具合・感染等が生じるおそれがある医療機器を指定したものであること。

なお、別添 CD-ROM 中の「特定保守」において「一」と記載されているものについては、修理及び保守点検の想定しがたい医療機器を、「非該当」は修理及び保守点検は必要とされる場合があるが特定保守管理医療機器に該当しない医療機器を意味するものであること。

4. その他

(1) 分類番号（JMDN コード）について

各一般的名称における分類番号（JMDN コード）については、別添 CD-ROM 中の「コード」に示されているので参考とすること。

(2) 現行の一般的名称との関係について

クラス分類告示において示される一般的名称が、平成7年11月1日付け薬発第1008

号「医療用具の一般的名称と分類について」において定める一般的名称（現行の一般的名称）のいずれに相当するかについては、別添 CD-ROM 中の「旧一般的名称」の欄における記載を参考とすること。なお、各一般的名称への該当性は定義により判断されるものであり、別添 CD-ROM に示されている旧一般的名称との対比により判断されるものではないことに留意すること。

(3) 今後のクラス分類告示等の取り扱いについて

クラス分類告示及び特定保守告示の施行は平成 17 年 4 月 1 日とされているが、その施行の前に、平成 16 年 1 月に行われた GMDN における医療機器の名称の改正等に伴う当該告示の改正が平成 17 年 3 月に予定されていること、及び、今後の新医療用具の承認に伴う新一般的名称の追加による改正が必要に応じ行われる可能性があることに留意すること。

(4) 過去のクラス分類等に関する通知の取り扱いについて

平成 7 年 11 月 1 日付け薬発第 1008 号「医療用具の一般的名称と分類について」及び平成 12 年 3 月 31 日付け医薬審発第 547 号「各医療用具のクラス分類について」は、平成 17 年 4 月 1 日付けで廃止する。

なお、本局長通知発出より前に発出した通知において、クラス分類別にその取り扱いを示したものについては、平成 17 年 4 月 1 日にクラス分類告示が施行された時点で、本通知別添 CD-ROM 中に示されるクラス分類別による取り扱いとするのでご留意願いたい。

クラス分類ルール

1. クラス分類ルール (分析機器を除く)

I. 非侵襲型機器

1. すべての非侵襲型機器は、ルール2、3または4が適用されない限り、クラスIである。

2. 最終的に体内に注入、投与または導入する目的で血液、体液もしくは組織、液体もしくは気体を供給または保存するように意図したすべての非侵襲型機器はクラスIである。

2-①

例外：クラスIIまたはそれよりも高いクラスの能動型医療機器に接続される場合、クラスIIである。

2-②

例外：血液もしくはその他の体液を保存または供給し、あるいは臓器、臓器の一部もしくは体組織を保存するように意図した場合、クラスIIである。

3. 体内への注入を意図した血液、その他の体液もしくは他の液体について、その生物学的または化学的組成を変化させることを目的としたすべての非侵襲型機器はクラスIIIである。

3-①

例外：その処置が濾過、遠心または気体/熱交換から成る場合はクラスIIである。

4. 損傷した皮膚に接触するすべての非侵襲型機器は：

— 滲出液の圧迫または吸収のために機械的なバリアとして使用するよう意図した場合はクラスIである。

4-①

例外：主として真皮を超えた創傷で、二次治癒でのみ治癒の可能な創傷に使用するよう意図した場合はクラスIIIである。

4-②

— 主として創傷の局所管理をするよう意図した機器を含め、その他の場合はすべてクラスIIである。

II. 侵襲型機器

5. 人体開口部に関与し、外科的侵襲型機器以外のものであって、

a) 能動型医療機器への接続を意図しない、
または

b) クラスIの医療機器との接続を意図したすべての侵襲型機器は：

5-①

— 一時的使用を意図した場合はクラス I である。

5-①

例外：眼粘膜に使用することを意図した場合は、クラス II である。

5-②

— 短期的使用を意図した場合はクラス II である。

5-③

例外：咽頭までの口腔、鼓膜までの外耳道または鼻腔で使用する場合はクラス I である。

5-③

例外：眼粘膜に使用することを意図した場合は、クラス III である。

5-④

— 長期的使用を意図した場合はクラス III である。

5-⑤

例外：咽頭までの口腔、鼓膜までの外耳道または鼻腔で使用し、かつ粘膜に吸収されにくい場合はクラス II である。

5-⑥

— 人体開口部に関与し、外科的侵襲型機器以外のものであって、クラス II またはそれよりも高いクラスの能動型医療機器に接続するように意図したすべての侵襲型機器はクラス II である。

6. 一時的使用を意図したすべての外科的侵襲型機器はクラス II である。

6-①

例外：再使用可能な手術器具はクラス I である。

6-②

例外：電離放射線の形でエネルギーを供給するように意図した場合はクラス III である。

6-③

例外：生物学的影響を及ぼすように、或いは全体的にまたは主に吸収されるように意図した場合はクラス III である。

6-④

例外：デリバリー・システムにより医薬品を投与するよう意図した際、これが使用モードによっては潜在的に危険な方法である場合はクラス III である。

6-⑤

例外：特に、心臓または中心循環系の欠陥について、これらの部位に直接接触し、診断、監視または矯正するように意図した場合はクラス IV である。

7. 短期的使用を意図したすべての外科的侵襲型機器はクラス II である。

7-①

例外：医薬品を投与するように意図した場合はクラス III である。

7-②

例外：体内で化学変化を受けるように意図した場合は（歯牙に適用する場合を除く）クラス III である。

7-③

例外：電離放射線の形でエネルギーを供給するように意図した場合はクラス III である。

7-④

例外：生物学的影響を及ぼすように、あるいは全体的にまたは主に吸収されるように意図した場合はクラス IV である。

7-⑤

例外：特に、中枢神経系に直接接触して使用するように意図した場合はクラス IV である。

7-⑥

例外：特に心臓または中心循環系の欠陥に対して、これらの部位に直接接触し、診断、監視または矯正するように意図した場合はクラス IV である。

8. すべての植込み型機器および長期外科的侵襲型機器はクラスⅢである。

8-①

例外：歯牙に適用するように意図した場合はクラスⅡである。

8-②

例外：心臓、中心循環系または中枢神経系に直接接触して使用するように意図した場合はクラスⅣである。

8-③

例外：生命維持を意図した場合はクラスⅣである。

8-④

例外：能動型植込み型医療機器を意図した場合はクラスⅣである。

8-⑤

例外：生物学的影響を及ぼすように、あるいは全体的にまたは主に吸収されるように意図した場合はクラスⅣである。

8-⑥

例外：医薬品を投与するように意図した場合はクラスⅣである。

8-⑦

例外：体内で化学変化を受けるように意図した場合は（歯牙に適用する場合を除く）クラスⅣである

8-⑧

例外：胸部インプラントの場合はクラスⅣである。

Ⅲ. 能動型機器に関する追加ルール

9. エネルギーを投与または交換するように意図したすべての能動型治療機器はクラスⅡである。

9-①

例外：人体へ、あるいは人体からエネルギーを投与または交換するような特性を備えた際、エネルギーの性質、密度および使用部位によっては、潜在的に危険な場合はクラスⅢである。

9-②

クラスⅢの能動型治療機器の性能を制御または監視するように意図した全ての能動型機器はクラスⅢである。

また、そのような機器の性能に直接影響を及ぼすように意図した全ての能動型機器はクラスⅢである。

10. 診断を意図した能動型機器はクラスⅡである。

10-①

— 人体に吸収されるエネルギーを供給するように意図した場合（可視または近赤外で患者の身体を照明するために単独で使用する場合はクラスⅠである）、または

10-②

— 放射性医薬品の生体内分布を造影するように意図した場合、または

10-③

— 重要な生理学のプロセスの直接的な診断または監視ができるように意図した場合。

10-④

例外：特に例外：特に、

a) 例えば心機能、呼吸、中枢神経系活動などの、その変動が即座に患者の危険となるおそれがあるような、重要な生理学的パラメータを監視するように意図した場合、または

b) 即座に危険となる臨床状態にある患者を診断するように意図した場合はクラスⅢである。

1 1. 医薬品、体液もしくはその他の物質を人体へまたは人体から投与および／または除去するように意図したすべての能動型機器はクラスⅡである。

1 1-①

例外：含有物質の性質、関係する身体の部位または使用モードによっては潜在的に危険な方法である場合はクラスⅢである。

1 2. その他のすべての能動型機器はクラスⅠである。

IV. 追加ルール

13. 分離して使用すれば医薬品と考えられる物質を不可欠な成分として含有し、その物質が機器の働きを補助する目的で人体に作用を及ぼす場合、すべての機器はクラスⅢ又はクラスⅣである。

14. 活性または不活性を問わず、動物またはヒトの細胞／組織／その由来物から製造されまたはこれ含有する場合、すべての機器はクラスⅢ又はクラスⅣである。

1 4-①

例外：不活化した動物組織もしくはその由来物から製造または含有し、正常な皮膚のみに接触する場合はクラスⅠである。

15. 特に、医療機器を消毒または滅菌するために使用するように意図したすべての機器（消毒剤を除く）はクラスⅡである。

(備考)

クラス分類ルールにおける用語の定義については、GHTFのクラス分類ルール案における用語の定義に準拠することとする。

2. 分析機器のクラス分類のルール

クラスⅢ

誤った診断結果が得られた場合に、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある検査項目を測定する分析機器。

①自己検査用測定機器

②主たる反応系を内蔵する専用分析機器のうち、体外診断用医薬品で承認を必要とする検査項目を測定するもの

クラスⅡ

主たる反応系を内蔵する専用分析機器のうち、標準品の無いもの（クラスⅢ品目を除く。）

クラスⅠ

その他の分析装置（注）

注）主たる反応系を内蔵する専用分析機器について、標準品があるもの

(備考)

新検査項目、新測定原理、新たに自己検査用に移行するもの、新たな検査項目を測定する主たる反応系を内蔵する専用分析機器は大臣承認とし、承認の際にクラス分類を決定するものとする。